

令和3年度
林業経営体・林業労働力強化対策のうち
林業労働力強化対策事業

公 募 要 領

令和4年3月



株式会社森林環境リアライズ

Harmonization 調和, Innovation 革新, Aspiration 次世代

補助金の交付申込をされる皆様へ

株式会社森林環境リアライズ（以下「リアライズ」という。）が実施する補助事業は、国庫補助金が財源であり、その適正な執行が強く求められます。リアライズとしても適正な補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申込する経営体等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、林業経営体・林業労働力強化対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3林政経第361号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、林業経営体・林業労働力強化対策実施要領実施要領（令和3年12月20日付け3林政経第366号林野庁官通達。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この公募要領の定めによります。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 補助交付申込を不正に行った疑いがある場合には、申込者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（販売店、代理店、委託先等含む）に対しても不明瞭な点が確認された場合申請者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、申込者から取引先に対して協力をお願いして頂くこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行います。また、リアライズから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申込手続きを行ってください。
- ⑤ リアライズから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象外とします。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、農林水産省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。
- ⑦ 補助金交付申込書提出に当たっての注意事項
 - ・ 交付申込書等は、返却しません。
 - ・ 交付申込書等は、リアライズが受理した後の変更又は取消しができません。
 - ・ 交付申込書等は、提出者に無断で使用しません。
 - ・ 応募要件を有しない者が提出した交付申込書等は無効とします。
 - ・ 交付申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ・ 以下の取組みは、本事業の対象となりませんので、注意してください。
 - (ア) 農林水産省の他の補助金交付を受けている、又は受ける予定のある取組み。
 - (イ) 本事業による成果について、その利用を制限し、公益・普及の利用に供しない取組み。
 - (ウ) 営利目的の活動又は活動対象が申込者の会員等に限定された取組み。
- ⑧ リアライズは、交付決定後、交付決定した事業者名、事業概要等をリアライズのホームページ等で公表します。（個人・個人事業主を除く）

目 次

1. 事業概要	1
1) 事業の背景と目的	1
2) 事業の効果	1
2. 事業の内容	1
1) 補助事業対象	1
2) 補助対象事業	2
3) 申込の単位	2
4) 補助率・補助上限額	2
5) 他の補助事業との重複	3
6) 補助対象経費	3
3. 交付申込	4
1) 交付申込	4
2) 公募から事業実施までのスケジュール	5
3) 書類提出先	6
4. 審査及び結果の通知	6
1) 審査方法	6
2) 結果の通知	6

1. 事業概要

1) 事業の背景と目的

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の（1）アの体質強化計画に参画する選定経営体（効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）に基づき都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。)) 等に対し、国際競争力強化等を見据えた、輸出拡大に資する販売力の強化や効率的な事業実施に向けた、安全で衛生的な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた安全衛生装備・装置の導入及び研修の実施等を支援することを目的とします。

2) 事業の効果

本事業は、体質強化計画に参画する経営体等の安全で衛生的な職場環境の確保に向けた取り組みとして、**安全衛生装備・装置の導入と、林業労働安全衛生に関する研修の実施をセットで行う事業に対して経費補助**を行うものです。

事業の実施に伴い地域の森林・林業環境に適合した安全衛生装備・装置の普及を始め、安全で衛生的な職場環境の確保と維持により、林業労働力の確保・定着など多くの効果が期待されます。

2. 事業の内容

1) 補助事業対象

下記を満たす林業経営体等であること。

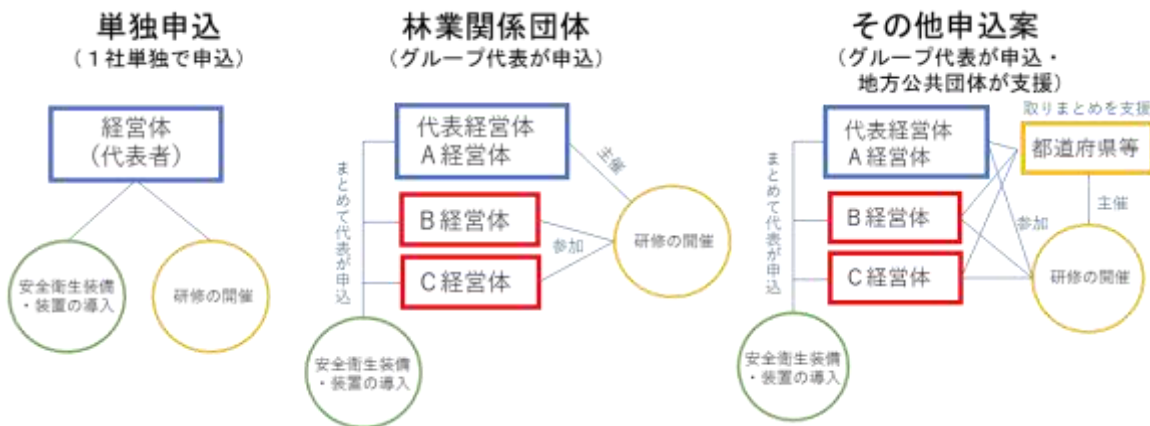
- (1) 日本国内に登録している法人等であり、体質強化計画に参画する選定経営体等（体質強化計画に参画する選定経営体を取りまとめる地方公共団体や林業関係団体を含む）。
- (2) 安全衛生装備・装置の導入と林業労働安全衛生に関する研修の具体的な計画があること。
- (3) 補助事業を遂行できる財務状況であり、具体的な資金調達計画があること。
- (4) 農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていないこと。なお、「指名停止の措置等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- (5) 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 地方公共団体が申込するときは、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書を作成しておくべきことを条件とする。
- (7) 公募にあたり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」の記入及び提出を条件とする。

2) 補助対象事業

体質強化計画に参画する経営体等、並びに体質強化計画に参画する選定経営体等の現場技能者が使用する安全衛生装備・装置の導入と、林業労働安全衛生に関する研修や、導入した安全衛生装備・装置の普及をはかる研修会の開催が必須であること。

3) 申込の単位

- (1) 体質強化計画に参画する選定経営体等が申込すること。
- (2) 複数の経営体等で取り組む場合は、代表する選定経営体等が申込すること。
- (3) 体質強化計画に参画する地方公共団体、林業関係団体が申込することは可能です。
なお、地方公共団体、林業関係団体が補助金交付を受けるときには、事業経費に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書を作成することを条件とします。
- (4) 都道府県が地域の体質強化計画に参画する選定経営体等を取りまとめ、代表する選定経営体が申込することは、安全衛生装備・装置の普及の観点から望ましく、都道府県の関わりを推奨します。



4) 補助率・補助上限額

補助事業内容	補助率	重要な変更
林業労働安全衛生に資する安全衛生装備・装置の導入及び研修の実施に係る経費 1 団体当たり事業費 400 万円を上限 安全衛生装備・装置の取得価格は 1 製品価格 50 万円未満	1 / 2 以内	「経費」の欄に揚げる経費の 30% を超えた増減
・安全衛生装備・装置購入の単価は、財産の管理等及び財産の処分の制限の関係から、1 製品 (個) 当たりの上限額を 50 万円未満 (消費税額込み) とします。 ・レンタル・リースの月額単価も同様に 50 万円未満 (消費税額及び運搬費含む) とします。		
事業費は原則 1 団体あたり 400 万円以内 (補助率 1 / 2 以内)		

※なお、提案のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。

5) 他の補助事業との重複

本補助事業の同一の費用に対して、本補助金と農林水産省からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできません。なお、**地方公共団体、基金など他の助成金との併用は問題ありません。**

6) 補助対象経費

補助対象事業に係る下記の費用を対象とする。

区分	範囲及び算定方法
①謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の講師など事業実施主体以外の者に対する謝礼に必要な経費とする。 ・単価は妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定する。
②旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の講師派遣に必要な交通費とする。 ・旅費は日本国内旅費に限定する。国外から及び国外への旅費は対象外とする。 ・研修に参加する受講者の日当・旅費は対象外とする。
③需要品	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会での消耗品、消耗器材等の調達に必要な経費とする。 ・安全衛生装備・装置のうち消耗品に該当するもの。
・消耗品費	
・印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の配布資料等の印刷や製本に必要な経費とする。
④燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等に使用する機械の燃料購入に必要な経費とする。
⑤役務費 ・通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。 ・本補助金の書類(申請書、実績報告書等)作成に係る費用は対象外とする。
⑥使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、器具機械、会場、事業の円滑な実施を図るために必要な備品、資機材等の借上げに必要な経費とする。 ・安全衛生装備・装置のうちレンタル・リースに該当するもの。
⑦備品費 ・資機材購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品、資機材等の購入に必要な経費とする（汎用性のあるものを除く。）。 ・安全衛生装備・装置のうち備品に該当するもの。

※交付決定日前に発生した費用は補助対象外とする。

事務所賃借料、敷金、礼金、その他事務手数料は補助対象外とする。

飲食に係る全ての経費及び予備費は補助対象外とする。

3. 交付申込

1) 交付申込

(1) 事業の公募

- 事業の公募は、リアライズホームページ (<https://www.f-realize.co.jp/anzenr04>) において行う。また、同ホームページに適宜公募の関連情報を掲載する。

(2) 公募の期間

- 公募の期間：令和4年3月1日（火）から
第1次公募 令和4年4月15日（金）締切 事業開始5月上旬（予定）
第2次公募 令和4年5月20日（金）締切 事業開始6月上旬（予定）

※第1次公募において全ての予算の執行が可能となった場合には、第2次公募を中止することもある。第2次公募中止はリアライズホームページにて告知する。

(3) 補助事業期間

- 補助事業実施期間：交付決定日～令和4年12月9日（金）。
- 実績報告書提出期限：補助事業完了の日から起算して30日以内、または令和4年12月23日（金）のいずれか早い日。

(4) 交付申込方法等

- 申込者は、リアライズホームページ (<https://www.f-realize.co.jp/anzenr04>) より交付申込書等の様式をダウンロードして作成し、期日を厳守して提出すること。
- 提出方法：公募締切日まで、3.3)書類提出先に郵送もしくは電子メールにて送付すること。
 - ①郵送・運送で送付する場合は、書留もしくは宅配便等の配達記録が残る方法で発送すること。
 - ②電子メールにて送付する場合は、必ず電話にて、送付した旨を事務局に連絡すること。電話連絡が無く、電子メール未受信等の場合は交付申込が無かったこととする。
- 交付申込時に提出する書類の詳細
 - 1 交付申込書・・・・・・・・・・別紙 様式1
 - 2 補助事業計画書・・・・・・・・・・別紙 様式2
 - 3 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート
 - 4 添付書類（複製）
 - 1) 申込経営体等の概要資料（代表申込者のみ）
登記簿謄本（写し）、パンフレット等。
 - 2) 支出根拠がわかる資料
導入予定の安全衛生装備・装置、研修会費用の見積書や旅費内規等。

※提出する書類の部数は1部（社印不要）。

2) 公募から事業実施までのスケジュール

スケジュール	リアライズ	補助事業者（経営体）
<p>公 募</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 交付申込書受付開始 令和4年3月1日(火) ▶ 第1次交付申込書締め切り 令和4年4月15日(金)17時(必着) ▶ 第2次交付申込書締め切り 令和4年5月20日(金)17時(必着) 	<p>ホームページ (https://www.f-realize.co.jp/anzenr04) にて情報公開</p> <p>交付申込書 受 理</p>	<p>交付申込書作成・提出</p>
<p>審査・交付決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 交付申込書の審査 第1次審査 令和4年4月下旬 第2次審査 令和4年5月下旬 ※審査選考は企画運営委員会で行う。 ※企画運営委員会は非公開。 また、選定結果のみの公表とし、その内容は公開しない。 ▶ 交付申請書の受理 	<p>交付申込書 審査選考</p> <p>結果通知書</p> <p>交付申請書 受 理</p> <p>交付決定通知書</p>	<p>結果通知書 受 理</p> <p>交付申請書 作成・提出</p> <p>交付決定通知書 受 理</p>
<p>事業実施・検査・支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 第1次事業開始 令和4年5月上旬(予定) ▶ 第2次事業開始 令和4年6月上旬(予定) ▶ 実績報告書及び概要版提出期限 補助事業完了日から30日以内、または、令和4年12月23日(金)のいずれか早い日。 ▶ 確定検査 事業完了後随時～令和5年1月中旬 ▶ 補助金支払い 確定検査終了後随時～令和5年1月20日(金)まで 	<p>検品及び研修視察</p> <p>※研修会にはリアライズが必ず参画して購入した安全衛生装備・装置の検品と研修実施状況を視察する。</p> <p>確定検査</p> <p>補助金額確定通知書 送 付</p> <p>補助金支払い</p>	<p>事業開始</p> <p>事業完了 (支払い完了)</p> <p>実績報告書 実績報告書概要版 作成・提出</p> <p>精算払い請求書 送 付</p> <p>補助金受領 事業完了</p>

※公募情報 (HP) : <https://www.f-realize.co.jp/anzenr04>

3) 書類提出先

林業労働力強化対策事業 事務局（株式会社森林環境リアライズ）

〒064-0821

札幌市中央区北1条西21丁目3-35

Tel : 011-699-6830 Fax : 011-699-6831

E-mail : anzen@f-realize.co.jp

ホームページ : <https://www.f-realize.co.jp/anzenr04>

お問合せ対応時間：(平日)月～金 9：00～17：00

担 当：藤井・種市・石山



4. 審査及び結果の通知

1) 審査方法

- 審査は林業労働安全衛生についての知見を有する学識経験者等により構成した企画運営委員会にて行ったうえで、補助対象となる取り組みを選定する。
- 審査選考の企画運営委員会は非公開とする。
- 審査結果は、選定結果のみの公表とし、その内容は公開しない。

2) 結果の通知

- 企画運営委員会の選定結果に基づき、補助金交付候補者として選定された者に対しその旨を、それ以外の申込者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ郵送で通知する。
- 審査の過程に関する質問に対して、リアライズは対応しない。
- また、補助金交付候補者は、リアライズのホームページで申込団体名、実施場所、事業概要等を公開する。

申込方法等に関するお問い合わせ先

林業労働力強化対策事業 事務局（株式会社森林環境リアライズ）
〒064-0821

札幌市中央区北1条西21丁目3-35

Tel : 011-699-6830 Fax : 011-699-6831

E-mail : anzen@f-realize.co.jp

ホームページ : <https://www.f-realize.co.jp/anzenr04>

お問合せ対応時間 : (平日)月～金 9:00～17:00

担 当 : 藤井・種市・石山

